

議第50号

財産（スクールバス）の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決を求める。

令和5年5月11日提出

高山市長 田 中 明

記

- |          |  |    |
|----------|--|----|
| 1 財産の種類等 | スクールバス（久々野 小屋名線 56人乗り）                           | 1台 |
| 2 取得の金額  | 24,300,000円                                      |    |
| 3 取得の相手方 | 高山市久々野町久々野2167番地<br>有限会社大宮自動車整備工場<br>代表取締役 大宮 昌夫 |    |
| 4 設置場所   | 高山市久々野町久々野1772番地<br>久々野小学校スクールバス車庫               |    |
| 5 取得の時期  | 令和5年度  |    |